

58—12 P U D

税関長からの意見照会

1. 意見照会制度の概要

特許権、実用新案権又は意匠権について、税関の認定手続（注1）が開始された場合、権利者または輸出者若しくは輸入者は、一定期間内であれば、税関長に対し技術的範囲等（特許発明・実用新案の技術的範囲又は登録意匠及びこれに類似する意匠）に属するか否かに関し、特許庁長官の意見を聴くことを求めることができる（関税法 § 69の7①、 § 69の17①）。

また、税関長は、権利者又は輸出者若しくは輸入者の求めがなくても、必要と認めるときは技術的範囲等に関し、特許庁長官に意見を求めることができる（関税法 § 69の7⑨、 § 69の17⑨）。

（注1）「認定手続」とは、知的財産侵害物品に該当すると思料される貨物（「侵害疑義物品」）について、侵害物品に該当するか否かを認定するための手続きをいう（関税法 § 69の3①、 § 69条の12①）。

2. 意見照会請求の要件

- | | |
|------------|--|
| (1) 対象 | 特許権、実用新案権又は意匠権に係る認定手続中の貨物 |
| (2) 請求者 | 特許権者、実用新案権者若しくは意匠権者又は輸出者若しくは輸入者 |
| (3) 請求可能期間 | 認定手続開始通知を受けた日から起算して10日（行政機関の休日を含まない）を経過する日（10日経過日）まで、期限が延長された場合には20日（行政機関の休日を含まない）を経過する日（20日経過日）まで |
| (4) 意見照会内容 | 認定手続中の貨物の権利に係る技術的範囲等 |
| (5) 必要な資料 | 権利侵害を組成したもの又はしていないものとして認める |

物又は方法の具体的態様を明らかにする資料

3. 手続の概要

(1) 税関長からの照会

税関長は、以下の書面等を添えて、特許発明若しくは登録実用新案の技術的範囲又は登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲について特許庁長官に意見を求める。

ア 特許庁長官意見照会書

税関長が特定した、意見照会に係る貨物の具体的態様

イ 特許庁長官意見照会請求書及び添付資料

意見照会請求のために申立人が提出する書面及び添付資料

ウ その他参考になるべき資料

(2) 特許庁長官の回答

特許庁長官は、意見照会の日から起算して30日以内に書面により意見を述べる（関税法 § 69の7④、 § 69の17④）。なお、特許庁長官は、特許発明若しくは登録実用新案の技術的範囲又は登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲に関する意見照会事務を審判課に行わせる。

審判課は、部門長の選任に基づいて、3名の審判官を指定する。

4. その後の手続

税関長は、特許庁長官の意見の内容を申立人及び輸出・輸入者に通知するとともに、当該意見及びその他の資料を参酌して貨物が侵害物品であるか否かを認定する。

ただし、特許庁長官の回答後所定期間内に上記認定が終了しない場合、輸出・輸入者は通関解放（注2）を請求することが可能となる（関税法 § 69の10①二、 § 69の20①二）。

（注2）「通関解放」とは、輸出・輸入差止申立てが受理された特許権、実用新案権又は意匠権に係る貨物について認定手続が執られたとき、輸出・輸入者は一定期間経過後、税関長に対し認定手続の取りやめを求めることがで

きる制度をいう。その場合税関長は、当該認定手続に係る貨物が輸出・輸入されることにより権利者が被るおそれがある損害の賠償を担保するため、相当額の金銭（通関解放金）を供託する旨を命じ、通関解放金が供託されると、認定手続きを取りやめ、輸出・輸入を許可する（関税法 § 69の10、§ 69条の20）。

（改訂H27.2）